

# 令和4年度 決算報告について

---

1. 協会けんぽ(医療分)の令和4年度決算見込み	.....	1ページ
2. 令和4年度 宮城支部 収支決算について	.....	3ページ

# 1. 協会けんぽ(医療分)の2022年度決算見込み

< 協会会計と国の特別会計との合算ベース >

(単位:億円)

		2021 (R3) 年度		2022 (R4) 年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収 入	保険料収入 <伸び率>	98,553	(+3,936) <4.2%>	100,421	(+1,868) <1.9%>
	国庫補助等	12,463	(▲277)	12,456	(▲7)
	その他	264	(▲29)	217	(▲47)
	計 <伸び率>	111,280	(+3,630) <3.4%>	113,093	(+1,813) <1.6%>
支 出	保険給付費 <伸び率>	67,017	(+5,147) <8.3%>	69,519	(+2,502) <3.7%>
	[医療給付費]	[60,598]	(+4,858)	[62,723]	(+2,125)
	[現金給付費]	[6,419]	(+289)	[6,796]	(+377)
	拠出金等 <伸び率>	37,138	(+515) <1.4%>	35,867	(▲1,271) <▲3.4%>
	[前期高齢者納付金]	[15,541]	(+239)	[15,310]	(▲231)
	[後期高齢者支援金]	[21,596]	(+276)	[20,556]	(▲1,039)
	[退職者給付拠出金]	[1]	(▲0)	[1]	(▲0)
	その他	4,134	(+1,160)	3,388	(▲746)
計 <伸び率>	108,289	(+6,822) <6.7%>	108,774	(+486) <0.4%>	
単年度収支差		2,991	(▲3,192)	4,319	(+1,328)
準備金残高		43,094	(+2,991)	47,414	(+4,319)
保 険 料 率		10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)

## 賃金の動向

(万円)

	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
平均標準報酬月額 <被保険者1人当たり>	29.2 (+0.6%)	29.8 (+2.0%)

## 医療費の動向

(万円)

	2021年度	2022年度
1人当たり保険給付費 <加入者1人当たり>	16.6 (+8.2%)	17.4 (+4.6%)
(再掲) [1人当たり医療給付費]	[15.0] (+8.6%)	[15.7] (+4.4%)

## 加入者数等の動向

(万人)

	2021年度	2022年度
加 入 者 数	4,035.1 (+0.1%)	4,001.1 (▲0.8%)
被 保 険 者 数	2,511.4 (+1.0%)	2,514.9 (+0.1%)
扶 養 率	0.607	0.591

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

**収入は 11兆3,093億円**

⇒ 賃金の増加等により、保険料収入が増加。前年度比は1,813億円の増加(+1.6%)となった。

- 保険料収入は1,868億円増加した。これは、賃金(標準報酬月額や標準賞与額の平均)が増加したことが主な要因。この結果、2022年度の保険料収入の伸び率は+1.9%となった。なお、標準報酬月額の伸び(+2.0%)は、協会による医療保険の運営が始まった2008年以降で最も高いものとなったが、近年保険料収入の増加要因となっていた被保険者数の伸びについては、2022年10月の制度改正により、国や自治体等に勤務する短時間労働者等が共済組合に移行したことから、+0.1%の増加にとどまった。

**支出は 10兆8,774億円**

⇒ 「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」の増加により保険給付費が増加した一方、拠出金等は一時的な要因により減少したため、支出全体では、前年度比486億円の増加(+0.4%)となった。

- 支出の6割に相当する保険給付費(総額)は2,502億円増加し、伸びは+3.7%となった。これは、加入者数は減少(▲0.8%)したものの、医療費(加入者1人当たり医療給付費)が増加(+4.4%)したことが主な要因。
- 拠出金等(総額)は1,271億円減少した。これは、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと(※1)が主な要因。後期高齢者支援金の概算納付額は毎年増加しており、団塊の世代が後期高齢者となることから、今後大幅な増加が見込まれている。  
※1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年度の高齢者医療費が減少したという一時的な特殊事情によるもの
- その他の支出は746億円減少した。これは、国庫補助の精算(国への返還)が、2021年度の大幅な増加(※2)の反動により減少したことが主な要因。  
※2 2020年度の協会の医療費が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少したため、補助金の受入超過が生じていたことによるもの

**この結果、2022年度の収支差は、前年度比1,328億円増加し、4,319億円となった。**

- 収支差が前年度比で増加(+1,328億円)した要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等により支出の伸びが抑えられたことによるもの。
- 協会けんぽの今後の財政については、収入面では、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等に鑑みると、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くことは期待し難い。一方、支出面では、2021年度に協会発足以来最高の+8.6%の高い伸びとなった加入者一人当たり医療給付費が、2022年度も引き続き+4.4%と大きく伸びていることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること等を踏まえると、楽観を許さない状況である。
- なお、2022年度末の準備金残高は4兆7,414億円(保険給付費等に要する費用の5.6ヵ月分相当)となった。

## 2. 令和4年度 宮城支部 収支決算について

### 令和4年度宮城支部の収支決算（暫定版）

（百万円）

	収 入					支 出													収支差							
	保険料収入		その他収入			医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）							現金給付費等（国庫補助等を除く）	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	業務経費（国庫補助を除く）	一般管理費（国庫負担を除く）	その他支出	令和2年度の収支差の精算	令和2年度のインセンティブ		全国平均	地域差分				
	一般分		債権回収以外	債権回収		(A) - (B)	医療給付費（国庫補助を除く）	災害特例分 (B)		年齢調整額	所得調整額	加算額							減算額							
								協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)																	
宮 城	173,361	173,338	302	97	205	173,663	93,794	102,618	102,618			▲2,989	▲5,835	8,830	57,298	2,510	1,308	648	1,073	▲304	119	▲423	165,157	8,506	7,323	1,183
全 国 計	10,042,109	10,040,733	17,876	5,707	12,168	10,059,985	5,464,385	5,464,385	5,466,858	558	1,915	-	-	520,795	3,379,490	148,051	77,123	38,198	-	-	6,794	▲6,794	9,628,043	431,942	431,942	-

- 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
- 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
- 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和4年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
- (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和2年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。  
また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
- 「令和2年度の収支差の精算」は、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
- 「インセンティブ」は、令和2年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額（健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの）を表す。
- 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

#### 【医療給付費等地域差分とその保険料率換算（試算）について】

- 収支差の地域差分がプラスになる宮城支部の場合は、令和6年度の保険料率算定の際に1,183百万円収入に加算し、精算される（保険料率換算で▲0.07%程度）。
- 令和6年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和4年度の支部の収支差（地域差分）を令和6年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、令和4年度の総報酬額の実績で除したものと異なる。